

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用支出差止請求事件

原告 柏村忠志

被告 茨城県知事橋本昌 外1名

証 拠 説 明 書

甲11~15

2008年(平成20年)7月15日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 谷 萩 陽 一
外

号 証	標 目 原本・写しの別	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲11	意見書 原本	20.5.7	嶋津暉之	現在の河川行政・水行政はダムをつくること自体が自己目的化されていること、「いばらき水のマスタープラン」では、水需要予測がきわめて過大であること、茨城県が水余りの事実を糊塗しようとしていること、首都圏でも水余りが顕著になってきていること、全国でダム計画が次々と中止されていること等	
甲12	陳述要旨 原本	20.5.11	柏村忠志	県企業局の水受給計画が土浦市の水道行政を歪めていること、土浦市民も県企業局からの受水に疑問を持っており、土浦市独自の水受給率を高めることができること、そうした施策により新たな水源開発が不要になること等	
甲13	意見書の訂 原本	20.7.4	嶋津暉之	甲11号証の一部訂正	

	正					
甲14	証言のスライド	写し	20.7	嶋津暉之	甲11の立証趣旨に同じ	
甲15	ハッ場ダム計画の変遷	写し	20.7.14	五來則男	ハッ場ダム計画の変遷	

以上